

◇ 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案 参照条文

目 次

○ 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）	1
○ 児童福祉法（昭和二十三年法律第六十四号）	10
○ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）	16
○ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）	20
○ 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）	23
○ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）	33
○ 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）	34
○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）	35
○ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）	37
○ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）	38
○ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）	38
○ 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）	39
○ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）	40
○ 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）	40
○ 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）	41
○ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）	41
○ 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）	42
○ 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）	42
○ 子どものための手当の支給に関する法律（昭和四十六年法律第七十三号）	43
○ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）	43
○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）	45
○ 消費税法（昭和六十三年法律第八号）	45

○地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百一十一号）	46
○介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）	47
○精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）	48
○独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）	49
○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）	49
○地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）	50
○障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）	50
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）	51
○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）	52
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第 号）	54
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）	57
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）	58
○平成二十三年度における子ども手当への支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）	59

○障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（市町村等の責務）

第二条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第七号に規定する職業リハビリテーションをいう。第四十二条第一項及び第五十一条の二十二第一項において同じ。）の措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二・三 （略）

2ゝ4 （略）

（定義）

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」と

いう。)のうち十八歳以上である者をいう。

2
3 4 (略)

第五条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス(障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。))その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス(施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。)を除く。)を行う事業をいう。

2
3 9 (略)

10 この法律において「共同生活介護」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

11
12 15 (略)

16 この法律において「共同生活援助」とは、地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

17
18 27 (略)

(介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給)

第二十八条 介護給付費及び特例介護給付費の支給は、次に掲げる障害福祉サービスに関して次条及び第三十条の規定により支給する給付とする。

- 一 居宅介護
- 二 重度訪問介護
- 三 同行援護
- 四 行動援護
- 五 療養介護(医療に係るものを除く。)

- 六 生活介護
- 七 短期入所
- 八 重度障害者等包括支援
- 九 共同生活介護
- 十 施設入所支援
- 2 訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給は、次に掲げる障害福祉サービスに関して次条及び第三十条の規定により支給する給付とする。
- 一 自立訓練
- 二 就労移行支援
- 三 就労継続支援
- 四 共同生活援助

（特定障害者特別給付費の支給）

第三十四条 市町村は、施設入所支援、共同生活介護、共同生活援助その他の政令で定める障害福祉サービス（以下この項において「特定入所等サービス」という。）に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるもの（以下この項及び次条第一項において「特定障害者」という。）が、支給決定の有効期間内において、指定障害者支援施設若しくはほのぞみの園（以下「指定障害者支援施設等」という。）に入所し、又は共同生活介護若しくは共同生活援助を行う住居（以下この項及び同条第一項において「共同生活住居」という。）に入居して、当該指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者から特定入所等サービスを受けたときは、当該特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等又は共同生活住居における食事の提供に要した費用又は居住に要した費用（同項において「特定入所等費用」という。）について、政令で定めるところにより、特定障害者特別給付費を支給する。

2・3 （略）

（特例特定障害者特別給付費の支給）

第三十五条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等若しく

は基準該当施設又は共同生活住居における特定入所等費用について、政令で定めるところにより、特例特定障害者特別給付費を支給することができる。

一・二 (略)

2 (略)

(指定障害福祉サービス事業者の指定)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号(療養介護に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。)のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

一・十三 (略)

4・5 (略)

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務)

第四十二条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者(以下「指定事業者等」という。)は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

2・3 (略)

(指定の取消し等)

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第三項第四号、第五号、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。

二・十二 (略)

2・3 (略)

(指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の責務)

第五十一条の二十二 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者(以下「指定相談支援事業者」という。)は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

2・3 (略)

(指定の取消し等)

第五十一条の二十九 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定一般相談支援事業者に係る第五十一条の十四第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第五号又は第十二号のいずれかに該当するに至ったとき。

二〇十一 (略)

2 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定特定相談支援事業者に係る第五十一条の十七第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第五号又は第十二号のいずれかに該当するに至ったとき。

二〇十一 (略)

3 (略)

(指定の取消し等)

第六十八条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定自立支援医療機関に係る第五十四条第二項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

二 指定自立支援医療機関が、第五十九条第三項の規定により準用する第三十六条第三項第四号、第五号、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 六 (略)

2 (略)

(市町村の地域生活支援事業)

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）

一の二 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業

二 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、手話通訳等（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することという。）を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

三 移動支援事業

四 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

2・3 (略)

(基幹相談支援センター)

第七十七条の二 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、前条第一項第一号及び第一号の二に掲げる事業並びに身体障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号、知的障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十九条第一項に規定する業務を総合的に行うことを目的とする施設とする。

2 5 (略)

(都道府県の地域生活支援事業)

第七十八条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、第七十七条第一項第一号に掲げる事業のうち、特に専門性の高い相談支援に係る事業その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行うものとする。

2 (略)

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 (略)

2 (略)

3 市町村障害福祉計画においては、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

4 6 (略)

7 市町村は、第八十九条の二第一項に規定する自立支援協議会（以下この項及び次条第六項において「自立支援協議会」という。）

を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

8 10 (略)

(都道府県障害福祉計画)

第八十九条 (略)

2 (略)

3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項

三 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項

四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

4・5 (略)

6 都道府県は、自立支援協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

7・8 (略)

(自立支援協議会の設置)

第八十九条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される自立支援協議会を置くことができる。

2 前項の自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(議決権の特例)

第九十六条の三 連合会が前条の規定により行う業務（次条において「障害者自立支援法関係業務」という。）については、国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、規約をもって議決権に関する特段の定めをすることができる。

(区分経理)

第九十六条の四 連合会は、障害者自立支援法関係業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

（連合会に対する監督）

第百五条の二 連合会について国民健康保険法第百六条及び第百八条の規定を適用する場合において、これらの規定中「事業」とあるのは、「事業（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第九十六条の三に規定する障害者自立支援法関係業務を含む。）とする。

第百九条 市町村審査会、都道府県審査会若しくは不服審査会の委員又はこれらの委員であつた者が、正当な理由なしに、職務上知り得た自立支援給付対象サービス等を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 第二十条第四項（第二十四条第三項、第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第七十七条の二第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附 則

（特定施設入所障害者に関する経過措置）

第十八条 （略）

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後、当分の間、第十九条第三項中「第十八条第二項」とあるのは「第十八条」と、「第十六条第一項の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項の規定により入所若しくは入居の措置」と、「又は第五条第一項」とあるのは「若しくは第五条第一項」と、「定める施設に入所して」とあるのは「定める施設に入所し、又は共同生活介護若しくは共同生活援助を行う住居（以下この項において「共同生活住居」という。）に入居して」と、「又は同法」とあるのは「、共同生活住居又は同法」と、「入所前」とあるのは「入所又は入居の前」と、「特定施設に入所して」とあるのは「特定施設に入所又は入居をして」と、「入所した」とあるのは「入所又は入居をした」と、同条第四項中「第十八条第二項」とあるのは「第十八条」と、「第十六条第一項の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項の規定により入所若しくは入居の措置」と、「入所した」とあるのは「入所又は入居をした」と、同条第五項中「入所して」とあるのは「入所し、又は入居して」とする。

第五十六条 当分の間、附則第五十二条の規定による改正後の知的障害者福祉法（以下この条及び附則第五十八条において「新法」という。）第九条第二項中「第十六条第一項第二号の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定により入所若しくは入居の措置」と、「又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のみ」の園法」とあるのは「若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」と、「」に入所して」とあるのは「」に入所し、又は障害者自立支援法第五条第十項に規定する共同生活介護若しくは同条第十六項に規定する共同生活援助を行う住居（以下この項において「共同生活住居」という。）に入居して」と、「又は生活保護法」とあるのは「共同生活住居又は生活保護法」と、「入所前」とあるのは「入所又は入居の前」と、「特定施設に入所して」とあるのは「特定施設に入所又は入居をして」と、「入所した」とあるのは「入所又は入居をした」と、同条第三項中「入所して」とあるのは「入所し、又は入居して」とする。

2 （略）

第八十一条 当分の間、附則第七十九条の規定による改正後の生活保護法（以下この条において「新法」という。）第八十四条の三中「第十六条第一項第二号」とあるのは「第十五条の四の規定により障害者自立支援法第五条第十項に規定する共同生活介護（以下この条において「共同生活介護」という。）若しくは同法第五条第十六項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者若しくは知的障害者福祉法第十六条第一項第二号」と、「に對する」とあるのは「若しくは同生活介護若しくは共同生活援助を行う住居に入居している者に對する」と、「施設に引き続き入所して」とあるのは「施設又は住居に引き続き入所し、又は入居して」とする。

2・3 （略）

○児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第四条 （略）

② この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）をいう。

第十二条 (略)

② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）及び同項第二号からホまでに掲げる業務並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十二条第二項及び第三項並びに第二十六条第一項に規定する業務を行うものとする。

③・④ (略)

第二十一条の五の四 (略)

② 特例障害児通所給付費の額は、一月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額を基準として、市町村が定める。

一 指定通所支援 前条第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）

二 基準該当通所支援 障害児通所支援の種類ごとに基準該当通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当通所支援に要した費用の額）

第二十一条の五の六 (略)

② 市町村は、前項の申請があつたときは、次条第一項に規定する通所支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害児又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を障害者自立支援法第五十一条の第十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者その他の厚生労働省令で定める者（以下この条において「指定障害児相談支援事業者等」という。）に委託することができる。

③・⑤ (略)

第二十一条の五の十一 (略)

- ② 前項に規定する通所給付決定保護者が受ける特例障害児通所給付費の支給について第二十一条の五の四第二項の規定を適用する場合においては、同項中「を控除して得た額を基準として、市町村が定める」とあるのは、「の範囲内において市町村が定める額を控除して得た額とする」とする。

第二十一条の五の十三 市町村は、第二十一条の五の三第一項、第二十一条の五の四第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、放課後等デイサービスを受けている障害児（以下この項において「通所者」という。）について、引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該通所者が満十八歳に達した後においても、当該通所者からの申請により、当該通所者が満二十歳に達するまで、厚生労働省令で定めるところにより、引き続き放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費、特例障害児通所給付費又は高額障害児通所給付費（次項において「放課後等デイサービス障害児通所給付費等」という。）を支給することができる。ただし、当該通所者が障害者自立支援法第五条第七項に規定する生活介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

②・③ (略)

第二十一条の五の十五 (略)

- ② 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。
- 一 一十四 (略)

③ (略)

第二十一条の五の十七 指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関の設置者（以下「指定障害児事業者等」という。）は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

②・③ (略)

第二十一条の五の二十三 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の十五第二項第四号、第五号、第十三号又は第十四号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 十二 (略)

② (略)

第二十一条の六 市町村は、障害児通所支援又は障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は同法に規定する介護給付費若しくは特例介護給付費（第五十六条の六第一項において「介護給付費等」という。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該障害児につき、政令で定める基準に従い、障害児通所支援若しくは障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害児通所支援若しくは障害福祉サービスの提供を委託することができる。

第二十一条の七 障害児通所支援事業を行う者及び障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業を行う者は、前条の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第二十四条の十一 指定障害児入所施設等の設置者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児入所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

②・③ (略)

第二十四条の十七 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児入所施設に係る第二十四条の二第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害児入所施設を設置者が、第二十四条の九第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第四号、第五号、第十三号又は第十四号のいずれかに該当するに至ったとき。

二〇十二 (略)

第二十四条の二十四 都道府県は、第二十四条の二第一項、第二十四条の六第一項、第二十四条の七第一項又は第二十四条の二十第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める指定障害児入所施設等に入所等をした障害児（以下この項において「入所者」という。）について、引き続き指定入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該入所者が満十八歳に達した後においても、当該入所者からの申請により、当該入所者が満二十歳に達するまで、厚生労働省令で定めるところにより、引き続き第五十条第六号の四に規定する障害児入所給付費等（次項において「障害児入所給付費等」という。）を支給することができる。ただし、当該入所者が障害者自立支援法第五条第六項に規定する療養介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

②・③ (略)

第二十四条の二十八 第二十四条の二十六第一項第一号の指定障害児相談支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、総合的に障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者の申請により、障害児相談支援事業を行う事業所（以下「障害児相談支援事業所」という。）ごとに行う。

② (略)

第二十四条の三十 指定障害児相談支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児相談支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

②・③ (略)

第二十四条の三十六 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児相談支援事業者に係る第二十四条の二十六第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第五号又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。

二〇十一 (略)

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 （略）

二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者自立支援法第五条第十七項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに指導を委託すること。

三 七 （略）

② （略）

第五十六条の五の五 （略）

② 前項の審査請求については、障害者自立支援法第八章（第九十七条第一項を除く。）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十条の二 第五十六条の五の五第二項において準用する障害者自立支援法第九十八条第一項に規定する不服審査会の委員又は委員であつた者が、正当な理由なしに、職務上知り得た障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給に係る障害児通所支援を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

② （略）

第六十二条の二 正当の理由がないのに、第五十六条の五の五第二項において準用する障害者自立支援法第百三条第一項の規定による処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、又は診断その他の調査をしなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。ただし、第五十六条の五の五第二項において準用する同法第九十八条第一項に規定する不服

審査会の行う審査の手續における請求人又は第五十六条の五の五第二項において準用する同法第二百二条の規定により通知を受けた市町村その他の利害関係人は、この限りでない。

附 則

第六十三条の二 児童相談所長は、当分の間、第二十六条第一項に規定する児童のうち身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた十五歳以上の者について、障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次条において「障害者支援施設」という。）に入所すること又は障害福祉サービス（同法第四条第一項に規定する障害者のみを対象とするものに限る。次条において同じ。）を利用することが適当であると認めるときは、その旨を身体障害者福祉法第九条又は障害者自立支援法第十九条第二項若しくは第三項に規定する市町村の長に通知することができる。

第六十三条の三 児童相談所長は、当分の間、第二十六条第一項に規定する児童のうち十五歳以上の者について、障害者支援施設に入所すること又は障害福祉サービスを利用することが適当であると認めるときは、その旨を知的障害者福祉法第九条又は障害者自立支援法第十九条第二項若しくは第三項に規定する市町村の長に通知することができる。

○身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）

（法の目的）

第一条 この法律は、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）と相まつて、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（援護の実施者）

第九条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（次項及び第十八条において「介護給付費等」という。）

の支給を受けて同法第五条第一項 若しくは第六項 の厚生労働省令で定める施設又は同条第十二項 に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項 ただし書の規定により入所している身体障害者（以下この項において「特定施設入所身体障害者」という。）については、その者が障害者自立支援法第五条第一項 若しくは第六項 の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設又は生活保護法第三十条第一項 ただし書に規定する施設（以下この条において「特定施設」という。）への入所前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所身体障害者（以下この項において「継続入所身体障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地）の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかった特定施設入所身体障害者については、入所前におけるその者の所在地（継続入所身体障害者については、最初に入所した特定施設への入所前に有した所在地）の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第一項 若しくは第二十四条の二十四第一項 の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号 若しくは第二項 の規定により措置（同法第三十一条第四項 の規定により同法第二十七条第一項第三号 又は第二項 に規定する措置とみなされる場合を含む。）が採られて障害者自立支援法第五条第一項 の厚生労働省令で定める施設に入所していた身体障害者又は身体に障害のある児童福祉法第四条第一項 に規定する児童（以下この項において「身体障害者等」という。）が、継続して、第十八条第二項の規定により入所措置が採られて、障害者自立支援法第二十九条第一項 若しくは第三十条第一項 の規定により介護給付費等の支給を受けて、又は生活保護法第三十条第一項 ただし書の規定により特定施設に入所した場合は、当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日に当該身体障害者等の保護者であつた者（以下この項において「保護者であつた者」という。）が有した居住地の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。ただし、当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が居住地を有しないか、又は保護者であつた者の居住地が明らかでない身体障害者等については、当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村がこの法律に定める援護を行うものとする。

4 前二項の規定の適用を受ける身体障害者が入所している特定施設の設置者は、当該特定施設の所在する市町村及び当該身体障害者に対しこの法律に定める援護を行う市町村に必要な協力をしなければならない。

5 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 身体に障害のある者を発見して、又はその相談に応じて、その福祉の増進を図るために必要な指導を行うこと。
- 二 身体障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

三 身体障害者の相談に応じ、その生活の实情、環境等を調査し、更生援護の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対して、直接に、又は間接に、社会的更生の方途を指導すること並びにこれに付随する業務を行うこと。

6 市町村は、前項第二号の規定による情報の提供並びに同項第三号の規定による相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む身体障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを障害者自立支援法第五条第十七項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う当該市町村以外の者に委託することができる。

7～9 (略)

(連絡調整等の実施者)

第十条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 (略)

二 身体障害者の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ～ハ (略)

ニ 必要に応じ、障害者自立支援法第五条第二十四項に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。

2・3 (略)

(更生相談所)

第十一条 (略)

2 身体障害者更生相談所は、身体障害者の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（第十八条第二項の措置に係るものに限る。）及び前条第一項第二号ロからニまでに掲げる業務並びに障害者自立支援法第二十二条第二項及び第三項、第二十六条第一項、第五十一条の七第二項及び第三項、第五十一条の十一、第七十四条並びに第七十六条第三項に規定する業務を行うものとする。

3・4 (略)

(身体障害者相談員)

第十二条の三 (略)

2・3 (略)

4 身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

(支援体制の整備等)

第十四条の二 市町村は、この章に規定する更生援護、障害者自立支援法の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業その他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、身体障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2 (略)

(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)

第十八条 市町村は、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス(同条第六項に規定する療養介護及び同条第十一項に規定する施設入所支援(以下この条において「療養介護等」という。)を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

2 市町村は、障害者支援施設又は障害者自立支援法第五条第六項の厚生労働省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものに限り。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者を当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの(以下「指定医療機関」という。)にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならない。

（措置の受託義務）

第十八条の二 障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業を行う者又は障害者支援施設等若しくは指定医療機関の設置者は、前条の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

○知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）と相まつて、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もつて知的障害者の福祉を図ることを目的とする。

（更生援護の実施者）

第九条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（次項、第十五条の四及び第十六条第一項第二号において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所している知的障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している知的障害者（以下この項において「特定施設入所知的障害者」という。）については、その者が障害者自立支援法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設、のぞみの園又は生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する施設（以下この条において「特定施設」という。）への入所前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所知的障害者（以下この項において「継続入所知的障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかった特定施設入所知的障害者については、入所前におけるその者の所在地（継続入所知的障害者については、最初に入所した特定施設への入所前に有した所在地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、児童福祉法第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定により措置（同法第三十一条第四項の規定により同法第二十七条第一項第三号又は第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。）が採られて障害者自立支援法第五条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所していた知的障害者が、継続して、第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて、同法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて、又は生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により特定施設に入所した場合は、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日に当該知的障害者の保護者であつた者（以下この項において「保護者であつた者」という。）が有した居住地の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。ただし、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が居住地を有しないか、又は保護者であつた者の居住地が明らかでない知的障害者については、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村がこの法律に定める更生援護を行うものとする。

4 5 7 （略）

（連絡調整等の実施者）

第十一条 （略）

2 都道府県は、前項第二号ロに規定する相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む知的障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを障害者自立支援法第五条第十七項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う当該都道府県以外の者に委託することができる。

（知的障害者更生相談所）

第十二条 （略）

2 知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（第十六条第一項第二号の措置に係るものに限る。）並びに前条第一項第二号ロ及びハに掲げる業務並びに障害者自立支援法第二十二条第二項及び第三項、第二十六条第一項、第五十一条の七第二項及び第三項並びに第五十一条の十一に規定する業務を行うものとする。

3 4 （略）

(知的障害者相談員)

第十五条の二 (略)

2・3 (略)

4 知的障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

(支援体制の整備等)

第十五条の三 市町村は、この章に規定する更生援護、障害者自立支援法の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業その他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、知的障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2 (略)

(障害福祉サービス)

第十五条の四 市町村は、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス(同条第六項に規定する療養介護及び同条第十一項に規定する施設入所支援(以下この条及び次条第一項第二号において「療養介護等」という。)を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

(障害者支援施設等への入所等の措置)

第十六条 市町村は、十八歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。

一 (略)

二 やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものに限る。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する障害者支援施設若しくは障害者自立支援法第五条第六項の厚生労働省令で定める施設(以下「障害者

支援施設等」という。)に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくはそのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。

三 (略)

2 (略)

(受託義務)

第二十一条 障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業を行う者又は障害者支援施設等若しくはそのぞみの園の設置者は、第十五条の四又は第十六条第一項第二号の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

○障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるべきであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体の責を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)があつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念他一切のものをいう。

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳がぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生するを妨げられないこと。

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとも情報取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（差別の禁止）

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることよつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情収集、整理及び提供を行うものとする。

（国際的協調）

第五条 第一条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協下に図られなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）つ

とり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

（国民の理解）

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

（国民の責務）

第八条 国民は、基本原則にのっとり、第一条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（障害者週間）

第九条 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参ることを促進するため、障害者週間を設ける。

2 障害者週間は、十二月三日から十二月九日までの一週間とする。

3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りなら障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（施策の基本方針）

第十条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障

ための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣決定を求めなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、を当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

（法制上の措置等）

第十二条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十三条 政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策

（医療、介護等）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援その他自らの適切な支援を受けられるような必要な施策を講じなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、第一項及び前項に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有職員を育成するよう努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限り身近な場所においてこれらを受けられるような必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない。
- 6 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要なを講じなければならない。
- 7 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。

（年金等）

- 第十五条 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。

（教育）

- 第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることにて、その相互理解を促進しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設備

その他の環境の整備を促進しなければならない。

（療育）

第十七条 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備進捗しなければならない。

（職業相談等）

第十八条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業導職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会の確保を図るため、前項に規定する施策に関する調査及び研究を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

（雇用の促進等）

第十九条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用を促進するため、障害者の優先雇用その施策を講じなければならない。

2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もつてその雇用の促進継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

（住宅の確保）

第二十条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

（公共的施設のバリアフリー化）

第二十一条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置官公庁施設、交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。次項において同じ。）その他の公共的施設について、障害者円に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援すめ、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。3 国及び地方公共団体は、前二項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようため、必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、前二項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

4 国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。

（情報の利用におけるバリアフリー化等）

第二十二条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の務利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派等がられるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害の用の

便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

（相談等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない

2 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うため活の支援その他の支援を適切に行うものとする。

（経済的負担の軽減）

第二十四条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るた税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

（文化的諸条件の整備等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

（防災及び防犯）

第二十六条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。

（消費者としての障害者の保護）

第二十七条 国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進を図られるようにするため、適切な方法による情提

供その他必要な施策を講じなければならない。

- 2 事業者は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供等に努めなければならない。

（選挙等における配慮）

- 第二十八条 国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。

（司法手続における配慮等）

- 第二十九条 国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象とな場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となつた場合において、障害者の権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに関係員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。

（国際協力）

- 第三十条 国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係等との情報の交換その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策

- 第三十一条 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病及びその予防に関する調査及び研究を促進しなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、当該傷病の早見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることに鑑み、障害の原因となる難病等の調査及びを推進するとともに、難病等に係る障害者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない。

第四章 障害者政策委員会等

（障害者政策委員会の設置）

第三十二条 内閣府に、障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）を置く。

2 政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 障害者基本計画に関し、第十一条第四項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 三 障害者基本計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。

3 内閣総理大臣又は関係各大臣は、前項第三号の規定による勧告に基づき講じた施策について政策委員会に報告しなければならない

（政策委員会の組織及び運営）

第三十三条 政策委員会は、委員三十人以内で組織する。

2 政策委員会の委員は、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、内閣大臣が任命する。この場合において、委員の構成については、政策委員会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた査議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

3 政策委員会の委員は、非常勤とする。

第三十四条 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協依頼することができる。

第三十五条 前二条に定めるもののほか、政策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県等における合議制の機関）

第三十六条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

- 一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施を監視すること。

- 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すると。
- 2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

- 3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。
- 4 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関をこ

とができる。

- 一 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 二 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を視すること。

- 三 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。

○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）

第十二条の八 第七条第一項第一号の業務災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

②・③ （略）

④ （略）

- 一 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」とい

う。)に入所している間(同条第七項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。))を受けている場合に限る。)

二・三 (略)

○社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)

第十五条 (略)

2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十三条第三項、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の三第三項(同法第二十四条の二十一及び母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第二十条第七項において準用する場合を含む。)、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第十五条第三項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第一百七号)第十五条第三項、若しくは第二十条第一項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四号)第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第一百十号)第八十四条第三項、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第十四条第一項又は障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第七十三条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項(若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の三第四項(同法第二十四条の二十一及び母子保健法第二十条第六項において準用する場合を含む。)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項、石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項又は障害者自立支援法第七十三条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十二条第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十九条の七又は麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の十五の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託さ

れたときにおいても、同様とする。

3 5 (略)

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによつて、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

（国及び地方公共団体の義務）

第二条 国及び地方公共団体は、障害者自立支援法の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業と相まって、医療施設及び教育施設を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによつて精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるよう努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。

（精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加への配慮）

第四条 医療施設の設置者は、その施設を運営するに当たつては、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該施設において医療を受ける精神障害者が、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスに係る事業（以下「障害福祉サービス事業」という。）、同条第十七項に規定する一般相談支援事業（以下「一般相談支援事業」という。）その他の精神障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるよう配慮し、必要に応じ、これらの事業を行う者と連携を図るとともに、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

2 (略)

（精神保健福祉センター）

第六条 都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関（以下「精神保健福祉センター」という。）を置くものとする。

2 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 三 （略）

四 第四十五条第一項の申請に対する決定及び障害者自立支援法第五十二条第一項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

五 障害者自立支援法第二十二条第二項 又は第五十一条の七第二項の規定により、市町村が同法第二十二条第一項 又は第五十一条の七第一項の支給の要否の決定を行うに当たり意見を述べること。

六 障害者自立支援法第二十六条第一項 又は第五十一条の十一の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。

（欠格条項）

第十九条の六の三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又は障害者自立支援法若しくは同法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二・三 （略）

第二十二條の二 保護者は、第四十一条の規定による義務（第二十九条の三又は第二十九条の四第一項の規定により退院する者の引取りに係るものに限る。）を行うに当たり必要があるときは、当該精神科病院若しくは指定病院の管理者又は当該精神科病院若しくは指定病院と関連する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業若しくは障害者自立支援法第五条第十七項に規定する特定相談支援事業（第四十九条第一項において「特定相談支援事業」という。）を行う者に対し、当該精神障害者の社会復帰の促進に関し、相談し、及び必要な援助を求めることができる。

別表 （第十九条の六の四関係）

科目		教授する者	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び障害者自立支援法並びに精神保健福祉行政概論	この法律及び障害者自立支援法並びに精神保健福祉行政に関し学識経験を有する者であること。	第十八条第一項第四号に規定する研修の課程の時間数	第十九条第一項に規定する研修の課程の時間数
精神障害者の医療に関する法令及び実務	(略)	(略)	
精神障害者の人権に関する法令	(略)	(略)	
精神医学	(略)	(略)	(略)
精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉		(略)	(略)
精神障害者の医療に関する事例研究	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

○生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）

（保護の実施機関についての特例）

第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下この条において「のぞみの園」という。）に入所している者、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している

る者又は障害者自立支援法第二十九条第一項 若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて障害者支援施設、のぞみの園若しくは同法第五条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所している者に対する保護については、その者がこれらの施設に引き続き入所している間、その者は、第三十条第一項ただし書の規定により入所しているものとみなして、第十九条第三項の規定を適用する。

○社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

（定義）

第二条 （略）

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

一 三 （略）

四 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者支援施設を経営する事業

五 七 （略）

3 （略）

一 四 （略）

四の二 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

五 十三 （略）

4 （略）

○国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）

（介護補償）

第十四条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて人事院規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けて

いる場合においては、国は、当該介護を受けている期間、介護補償を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償の支給は、行わない。

一 (略)

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

三 (略)

2 (略)

○国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）

（無償貸付）

第二条 (略)

2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。

一・二 (略)

三 地方公共団体において、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設のうち政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二以上の用に主として供する施設の用に供するとき（ハに掲げる用に供する場合には、ハに掲げる用に併せてイ又はロに掲げる用に供するときに限る。）。

イ・ロ (略)

ハ 障害者自立支援法の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援に限る。）の用

四〃六 (略)

3 (略)

○国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）

（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例）

第百十六条の二 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村（当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

一・二 （略）

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項の厚生労働省令で定める施設への入所

四ゝ六 （略）

2・3 （略）

○社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。

一ゝ三 （略）

四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者支援施設

五・六 （略）

2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 （略）

二 障害者自立支援法第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行
介護、行動援護、療養介護、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業及び
移動支援事業

三 （略）

3 13 （略）

○戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）

（更生医療の給付）

第二十条 （略）

2 更生医療の給付は、厚生労働大臣が障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支
援医療機関に委託して行うものとする。

3 5 （略）

○特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）

（支給要件）

第二十六条の二 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する
特別障害者に対し、特別障害者手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに
該当するときは、この限りでない。

一 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）
に入所しているとき（同法に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）。

二・三 (略)

○印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

文書名	作成者
(略) 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第五百五十五条第一項第一号（国保連合会の業務）に掲げる業務、介護保険法第七十六条第一項第一号及び第二号並びに第二項第三号（連合会の業務）に掲げる業務及び障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第九十六条の二（連合会の業務）の規定による業務に関する文書	(略) 国民健康保険団体連合会
(略)	(略)

○地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）

(介護補償)

第三十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて総務省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

一 (略)

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に

限る。）

三 (略)

2 (略)

○子どものための手当の支給に関する法律（昭和四十六年法律第七十三号）

（定義）

第三条 (略)

2 (略)

3 この法律において「施設入所子ども」とは、次に掲げる子どもをいう。

一・二 (略)

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。）に入所している子ども（厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。）

四 (略)

○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）

別表第一 (第四条関係)

事業の区分	国の負担割合
(略)	(略)

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する乳児院、障害児入所施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム（厚生労働大臣の定める基準に適合するものに限る。以下別表第二において同じ。）若しくは第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（同条第七項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築			（略）	
（略）			（略）	
（略）			（略）	

別表第二（第四条関係）

事業の区分	都道府県の負担割合
児童福祉法第七条第一項に規定する乳児院、障害児入所施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム若しくは第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（同条第七項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限	（略）

る。)のうち、木造の施設の改築

○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例）

第五十五条 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の後期高齢者医療広域連合（当該病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五十条の規定にかかわらず、当該他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていていた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

一 （略）

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項の厚生労働省令で定める施設への入所

三 五 （略）

2・3 （略）

○消費税法（昭和六十三年法律第百八号）

別表第一 （第六条関係）

一 五 （略）

六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）

イ・ロ （略）

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の規定に基づく医療、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の規定に基づく自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に係る医療

ニ ト （略） イからへまでに掲げる療養又は医療に類するものとして政令で定めるもの

七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するものを除く。）

イ （略）

ロ 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項第四号若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設若しくは同条第三項第四号の二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同号に規定する障害福祉サービス事業（障害者自立支援法第五条第七項、第十四項又は第十五項（定義）に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）において生産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く。）

ハ （略）

八 十三 （略）

○地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）

別表第一 （第四条関係）

事業の区分		国の負担割合
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する乳児院、障害児入所施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法（昭和三十一年法律第三十三号）第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（同条第七項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築							（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

別表第二 （第四条関係）

事業の区分	国の負担割合
児童福祉法第七条第一項に規定する乳児院、障害児入所施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（同条第七項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築	（略）

○介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）

（適用除外に関する経過措置）

第十一条 介護保険法第九条の規定にかかわらず、当分の間、四十歳以上六十五歳未満の同法第七条第八項に規定する医療保険加入者又は六十五歳以上の者であつて、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第一項の規定による支給決定（同法第五条第七項に規定する生活介護（以下この項において「生活介護」という。）及び同条第十一項に規定する施設入所支援に係るものに限る。）を受けて同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設に入所しているもの又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に入所しているもののうち厚生労働省令で定めるものその他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、介護保険の被保険者とししない。

2 （略）

○精神保健福祉士法（平成九年法律第三百一十一号）

（定義）

第二条 この法律において「精神保健福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもつて、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十七項に規定する地域相談支援をいう。第四十一条第一項において同じ。）の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと（以下「相談援助」という。）を業とする者をいう。

（連携等）

第四十一条 精神保健福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に対し、保健医療サービス、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス、地域相談支援に関するサービスその他のサービスが密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保たなければならない。

2 （略）

○独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）

（業務の範囲）

第十一条 のぞみの園は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 （略）

三 障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設をいう。次号において同じ。）において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。

四・五 （略）

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）

（生活環境の調整）

第一条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定があつたときは、当該決定を受けた者の社会復帰の促進を図るため、当該決定を受けた者及びその家族等の相談に応じ、当該決定を受けた者が、指定入院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助並びに都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条又は第四十九条、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助を受けることができるようあつせんする等の方法により、退院後の生活環境の調整を行わなければならない。

2 （略）

（処遇の実施計画）

第四百四条 （略）

2 前項の実施計画には、政令で定めるところにより、指定通院医療機関の管理者による医療、社会復帰調整官が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助、都道府県及び市町村による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条又は第四十九条、障害者自立支援法第二十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定

に基づく援助その他当該決定を受けた者に対してなされる援助について、その内容及び方法を記載するものとする。

3 (略)

(関係機関相互間の連携の確保)

第百八条 保護観察所の長は、医療、精神保健観察、第九十一条の規定に基づく援助及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条又は第四十九条、障害者自立支援法第二十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助が、第百四条の規定により定められた実施計画に基づいて適正かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長との間において必要な情報交換を行うなどして協力体制を整備するとともに、処遇の実施状況を常に把握し、当該実施計画に関する関係機関相互間の緊密な連携の確保に努めなければならない。

2 (略)

○地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）

第六条（略）

2 5 (略)

6 地方公共団体は、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業（以下「公営住宅建替事業」という。）の施行に併せて当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに公共公益施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十六項に規定する公共賃貸住宅以外の特定優良賃貸住宅若しくは登録サービス付き高齢者向け住宅を整備することが地域における住宅に対する需要に応じた公的賃貸住宅等の供給及び良好な居住環境の形成のため必要と認められる場合には、第二項第一号イに掲げる事業に関する事項に、当該公営住宅建替事業に関する事項を記載することができる。

7 5 9 (略)

○障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）

附 則

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十五条 障害者自立支援法第七十九条第一項及び第二項の規定により設置された障害福祉サービス（第三条の規定による改正前の同法第五条第八項に規定する児童デイサービスに限る。）の事業の用に供する施設であつて、附則第二十二条第一項の規定により第五条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第六条の二第二項に規定する児童発達支援及び同条第四項に規定する放課後等デイサービスに係る新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされた者の設置するものについては、前条の規定による改正前の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第四十八条の規定は、なおその効力を有する。

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）

（社会福祉施設等の災害復旧に関する補助）

第四十八条 国は、都道府県が、次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した特定被災地方公共団体である市町村（指定都市及び中核市を除く。）の当該施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用（当該都道府県が六分の五を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用）の五分の四を補助する。

一 （略）

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十九条第二項の規定により市町村が設置した障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する療養介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設

三 （略）

2 （略）

3 国は、都道府県又は指定都市若しくは中核市が、その区域（都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。）内に設置されている次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設

置した都道府県及び市町村以外の者の当該施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、政令で定めるところにより、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用（当該都道府県又は指定都市若しくは中核市が六分の五を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用）の五分の四を補助する。

一・二 （略）

三 障害者自立支援法第七十九条第二項 又は第八十三条第四項 の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第五条第六項 に規定する療養介護、同条第七項 に規定する生活介護、同条第八項 に規定する短期入所、同条第十項 に規定する共同生活介護、同条第十三項 に規定する自立訓練、同条第十四項 に規定する就労移行支援、同条第十五項 に規定する就労継続支援又は同条第十六項 に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設

四 （略）

4 （略）

5 国は、特定被災地方公共団体である県又は指定都市若しくは中核市に対し、その設置する次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

一 （略）

二 障害者自立支援法第七十九条第一項 の規定により特定被災地方公共団体である県又は指定都市若しくは中核市が設置した障害福祉サービス（同法第五条第六項 に規定する療養介護、同条第八項 に規定する短期入所、同条第十項 に規定する共同生活介護又は同条第十六項 に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設

三 （略）

6 （略）

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）

（定義）

第二条 （略）

2・3 (略)

4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十五項に規定する移動支援事業、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。

5・8 (略)

（通報等を受けた場合の措置）

第九条 (略)

2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者自立支援法第五条第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

3 (略)

（通報等を受けた場合の措置）

第十九条 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定に

よる報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、障害者自立支援法その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第 号）

別表第一（第六条関係）

(略)	(略)
八十四 都道府県知事又は市町村長	障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
(略)	(略)

別表第二（第十七条、第十九条関係）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)
十五 都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	(略)
		(略)	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援法による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
		(略)	(略)

[illegible]

		(略)	百九 都道府県 知事又は市町 村長	百十 都道府県 知事又は市町 村長	百十一 都道府 県知事又は市 町村長
		(略)	障害者自立支援法による 自立支援給付の支給又は 地域生活支援事業の実施 に関する事務であって主 務省令で定めるもの	障害者自立支援法による 自立支援給付の支給に関 する事務であって主務省 令で定めるもの	障害者自立支援法による 自立支援医療費、療養介 護医療費又は基準該当療 養介護医療費の支給に関 する事務であって主務省 令で定めるもの
	(略)	(略)	(略)	障害者自立支援法第七条に 規定する他の法令により行 われる給付の支給を行うこ ととされている者	(略)
定めるもの	(略)	(略)	(略)	障害者自立支援法第七条に規定する他の法令により 行われる給付の支給に関する情報であって主務省令 で定めるもの	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四
年法律第 号）

（住民基本台帳法の一部改正）

第二十条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

（略）

別表第二の五の項中「（平成六年法律第百十七号）」を削り、「による」の下に「同法第二条第三項被爆者健康手帳の交付、同法第
七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は」を加え、「又は同法」を「若
しくは同法」に改め、同項の次に次のように加える。

(略)	(略)
五の二十一 市町 村長	障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十七条の地域生活 支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の二十二 指定 都市若しくは中 核市又は児童相 談所設置市の長	障害者自立支援法による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務のう ち、同法第百六条の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務で あつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)

（略）

別表第三の七の項の次に次のように加える。

(略)	(略)
七の十二 都道府 県知事	障害者自立支援法による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務であ つて総務省令で定めるもの

(略)

(略)

別表第四の四の項中「による」の下に「同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は」を加え、「又は同法」を「若しくは同法」に改め、同項の次に次のように加える。

(略)	(略)
四の二十一 市町村長	障害者自立支援法による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十七条の地域生活支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の二十二 指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長	障害者自立支援法による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務のうち、同法第一百六条の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)

(略)

別表第五第十号の次に次の九号を加える。

十の二 障害者自立支援法による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(略)

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）

（特別の財政援助及びその対象となる事業）

第三条 国は、激甚災害に係る次の各号に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。

一 (略)

二 前号の災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行なう公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第三条に掲げる施設で政令で定めるものの新設又は改良に関する事業

三 七 (略)

八 障害者自立支援法 (平成十七年法律第二百二十三号) 第七十九条第一項 若しくは第二項 又は第八十三条第二項 若しくは第三項の規定により都道府県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス (同法第五条第七項 に規定する生活介護、同条第十三項 に規定する自立訓練、同条第十四項 に規定する就労移行支援又は同条第十五項 に規定する就労継続支援に限る。) の事業の用に供する施設の災害復旧事業

九 十一 (略)

十二 激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等 (以下「堆積土砂」という。) の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの (他の法令に国の負担若しくは補助に關し別段の定めがあるもの又は国がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に附随して行なうものを除く。)

十三 激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆積土砂であつて、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行なう排除事業 (他の法令に国の負担又は補助に關し別段の定めがあるものを除く。)

十四 (略)

2 (略)

○平成二十三年度における子ども手当での支給等に関する特別措置法 (平成二十三年法律第百七号)

(定義)

第三条 (略)

2 (略)

3 この法律において「施設入所等子ども」とは、次に掲げる子どもをいう。

一・二 （略）

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは附則第二十一条第一項の規定により介護給付費等（同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。）の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）、障害者自立支援法附則第四十一条第一項若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（以下「旧身体障害者更生援護施設等」という。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。）に入所している子ども（当該旧身体障害者更生援護施設等に通う者及び厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。）

四 （略）